

弁護士・弁理士による中小企業のための実践的知的財産セミナー

中国・ASEANの 模倣品対策セミナー

～現地在住弁護士による最新の状況報告、
及び効果的な対応方法の解説～

平成28年11月28日(月)
14:00-17:00(13:40より開場)

中国・ASEANでのビジネスが、中小企業においても一般的になってきています。他方で、法制度や言語の違いもあって、知的財産の登録等、適切に対応しないまま進出してしまい、思わぬ結果となってしまう企業も後を絶ちません。これらの国では日本と法制度が違い、日本での考え方が必ずしも通用せず、日本企業の知的財産が狙われて侵害されやすい状況を十分に認識して、必要な備えをしておくことが非常に重要です。

本セミナーでは、中国・ASEAN諸国における、知的侵害被害の現状、知財トラブルを予防するために必要な対策、模倣品を発見した時の効果的な対応方法を紹介いたします。法律の専門ではない方々にも分るようにご説明して、都内中小企業の皆様が安全に海外展開を図るために必要な知識を得て頂くことを目的としたセミナーです。是非ご参加ください。

※講師と同業とみなされる方(士業の方、経営コンサルタント等)の受講はお断り申し上げますので、あらかじめ御了承ください。

会場	(公財) 東京都中小企業振興公社 3階 第1会議室 (東京都千代田区神田佐久間町1-9 産業労働局秋葉原庁舎) JR「秋葉原駅」より徒歩1分 ※裏面地図参照		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○中国・ASEAN諸国市場における知財被害の現状(事例含む) ○中国・ASEAN諸国における知的財産法制度概要 ○これから中国・ASEAN市場へ進出を検討する企業がやるべきこと ○既に中国・ASEAN市場へ進出し、自社製品の模倣品を発見した時にどうすればよいか(調査、摘発、民事訴訟、税関対策等の実践的対策と活用事例) 		
講師	IP FORWARD 法律特許事務所 分部 悠介 代表弁護士・弁理士 【略歴】 日本国弁護士・弁理士。中国ビジネス歴13年、中国在住歴7年。 東京大学在学中1999年司法試験合格、2000年同大学経済学部卒業。 同年株式会社電通入社、映画・音楽・キャラクタービジネス等のコンテンツビジネス実務に関与。 03年弁護士登録。同年、日本最大級の総合企業法務弁護士事務所の長島・大野・常松法律事務所に入所し、企業法務、知財法務全般に関与。 06年から09年まで、経済産業省模倣品対策・通商室に出向し、初代模倣対策専門官弁護士として、中国、インド、ASEAN、中近東諸国の知的財産権法制度の調査・分析、関係各国政府との協議、権利者企業からの知的財産権被害に係る相談対応などを担当。 09年に渡中後、模倣品対策専門調査会社、中国律師事務所での勤務を経て、中国、ASEANの模倣品対策、知財問題対応に特化したIP FORWARDグループを創立。 現在、同グループを統括すると同時に、多くの日本企業、欧米企業に対して、中国、ASEANの知財問題を中心にサポートしている。		
対象	都内中小企業の方		
定員	60名	参加費	無料

- (注1) 大企業の方、講師と同業とみなされる方(士業の方等)の受講はご遠慮頂いております。また、大企業の関連会社の方、士業の方、都外の方は定員の関係上、受講お申し込みをお断りさせて頂く場合があります。
- (注2) 欠席される場合はなるべく早めにご連絡ください。事前のご連絡がなかった場合、以降の受講お申し込みをお断りさせて頂く場合があります。
- (注3) セミナー資料は参加者の方のみにお渡ししております。後日の配布はお断りしておりますので、予めご了承ください。

◆ 申込方法 ◆

裏面の申込書にご記入の上、FAX(03-3832-3659)をお送りください。
当センターホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>)からも申込み可能です。

※折り返し受講票をお送りしますので、印刷・ご持参のうえ、当日受付で呈示してください。

お問合せは、東京都知的財産総合センター セミナー担当まで(電話)03-3832-3656

FAX番号 03-3832-3659

※ FAXの誤送信にご注意ください！ 送信前に今一度、FAX番号をご確認ください。

中国・ASEANのデジタルコンテンツビジネスセミナー

～模倣品被害に対する防止法と民事訴訟等について～

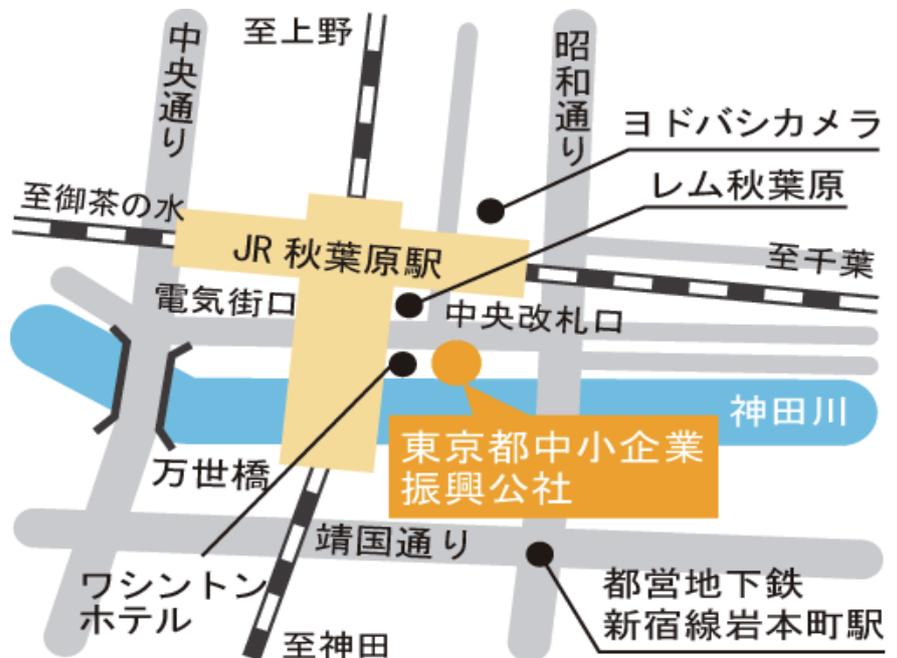
平成28年11月28日(月)

企業名		部署名	
役職		出席者名	
所在地			
TEL		FAX	
Email			
資本金	万円	従業員数	名 業種

(複数名お申込の場合は本申込書をコピーしてご利用ください)

最寄駅からの時間 (徒歩)

- ★JR「秋葉原駅」(中央改札口)1分
- ★東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」(5出口)3分
- ★つくばエクスプレス「秋葉原駅」(A1出口)1分
- ★都営新宿線「岩本町駅」(A3出口)5分



■申込者情報のお取扱いについて■

利用者 (公財) 東京都中小企業振興公社 (東京都知的財産総合センター)

利用目的 1 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

2 各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記2を希望されない方は当該事業担当者までご連絡ください。

※個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、公社ホームページ (<http://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。